

2023年（令和5年）1月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

行政のデジタル化の推進に関することに係る
コンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）12月22日付けで諮問（第1177号）された行政のデジタル化の推進に関する事項に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

マイナポータルのぴったりサービスからのオンラインによる転居予約について、令和5年2月までに全ての市区町村において対応が必要となったことから、受付を開始することとなった。

電子申請による受付及び申請管理システムによる申請情報の管理は、コンピュータ処理に該当することから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

また、転居予約の管理は藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1148号で答申された申請管理システムを使用することとする。システム構成図は別紙「システム構成図」のとおり。

(2) マイナポータルでのオンライン化対象手続について

転居予約

(3) 取り扱う個人情報

- ア 届出日
- イ 異動予定日
- ウ 来庁予定日
- エ 来庁場所
- オ 連絡先電話番号
- カ メールアドレス
- キ 氏名
- ク 生年月日
- ケ 性別
- コ 従前の住所
- サ 新しい住所の郵便番号
- シ 新しい住所
- ス 施設入居の確認
- セ 引越しパターン
- ソ 引越しする人数
- タ 新しい住所の新たな世帯主氏名
- チ 従前の住所での世帯主変更の有無
- ツ 従前の住所の新しい世帯主氏名
- テ 従前の住所に残る世帯人数氏名
- ト 従前の住所の新しい世帯主から見た続柄氏名
- カ 国民年金種別変更希望者の有無
- キ 国民健康保険加入希望者の有無
- ク わからない項目の有無

(4) コンピュータ処理の必要性

ぴったりサービスから転居予約が全市町村で対応が必須となることからコンピュータ処理が必要である。また、住民基本台帳上のデータと申請者を突合する機能や、申請を管理する機能は自治体側で用意する必要がある。これを導入しない場合、申請データを1件1件ダウンロードし、個人の特定期間も手作業で行う必要がある。この場合、申請データの閲覧や審査などに多大な業務負荷がかかるとともに、申請データを各PCに保存することとなりセキュリティ上の課題も大きくなることから、申請管理システムを導入しコンピュータ処理を行う必要がある。

(5) 申請管理システムについて

ア 物理的なセキュリティ対策

- (ア) 申請管理システムで扱う全てのデータは、防災センターサー

バ室に設置したサーバにて管理する。

- (イ) 申請管理システムで利用する基幹系端末は、盗難等を防ぐため、執務室内の所定の机の上に設置し、金属製のセキュリティワイヤーにより机に固定した状態で使用する。

イ 技術的なセキュリティ対策

(ア) ネットワーク

ぴったりサービスと申請管理システムは直接接続せず、境界ファイアウォールを設置したDMZ内に連携サーバを設け、連携サーバを介してデータを連携することで、ダウンロード機能以外の外部へ接続できないよう接続制限を行う。また、申請データが連携サーバに長時間残留しないよう定期的に削除する。

- (イ) 申請管理システムは住民基本台帳業務を行う基幹系端末からのみを接続可能とする。

(6) ぴったりサービスについて

ア ぴったりサービスのセキュリティについて

(ア) データの完全性

利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードを用いて公的個人認証サービスを利用するため、より高い保証レベルでの本人確認を行うことが可能。これにより、成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認（送信していないという事実）を担保するため、高いセキュリティを確保している。

(イ) 通信の秘匿

ぴったりサービスは、T L Sで保護された通信によってのみアクセスが可能であり、利用者とマイナポータル間の通信は暗号化され、傍受による情報漏洩の防止及び改ざんの検知が可能である。また利用者はサーバ証明書を調べることで、接続先が本物のマイナポータルであることを確認することができる。

(ウ) 利用履歴の確認

利用者は過去のマイナポータルの利用履歴を確認することができるため、身に覚えのない操作について、確認のうえ気づくことができる。

イ アクセス権限

ぴったりサービスは手続作成機能と申請ダウンロード機能の2つの機能で構成される。この2つのアカウントはデジタル推進室においてアカウント管理を行う。

(7) 添付資料

- ア マイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入予約の実現に向けた取り組みについて（抜粋）

イ システム構成図

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のよう
に述べている。

ぴったりサービスから転居予約が全市町村で対応が必須となるこ
とからコンピュータ処理が必要である。また、住民基本台帳上のデー
タと申請者を突合する機能や、申請を管理する機能は自治体側で用意
する必要がある。これを導入しない場合、申請データを1件1件ダウ
ンロードし、個人の特定期間も手作業で行う必要がある。この場合、申請
データの閲覧や審査などに多大な業務負荷がかかるとともに、申請デ
ータを各PCに保存することとなりセキュリティ上の課題も大きく
なることから、申請管理システムを導入しコンピュータ処理を行う必
要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認め
られる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)のア、イ及び(6)のア、
イに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 物理的なセキュリティ対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできな
いようにするための措置

(5)ア(ア)

(イ) 日常的な安全対策

(5)ア(イ)

イ 技術的なセキュリティ対策

(ア) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

(5)イ(ア)

(イ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないよ
うにするための措置

(5)イ(イ)

ウ ぴったりサービスのセキュリティについて

(ア) 情報の改ざんを防止するための措置

(6)ア(ア)

(イ) ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置

(6)ア(イ)

(ウ) 日常的な安全対策

(6)ア(ウ)

エ アクセス権限

必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上